



事業、制度など

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判及び労働審判の  
実施を求める要望について

概要	横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の実施について、次のとおり要望活動を行いますので、お知らせします。
とき	令和7年11月11日（火）14時30分～14時45分
ところ	最高裁判所（東京都千代田区隼町4-2）
要望先	最高裁判所
要望者	横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会 （会長） 相模原市長 本村 賢太郎 座間市長 佐藤 弥斗 （副会長） 相模原商工会議所会頭 杉岡 芳樹 県司法書士会相模原支部前支部長 野村 毅 県弁護士会相模原支部支部長 藤田 寛之 （幹事） 県弁護士会相模原支部地域司法改革委員会委員長 加藤 哲
同席者	甘利 明 前衆議院議員
内容	別紙のとおり
取材	当日の最高裁判所での要望活動は公開しません。 問い合わせ先にて電話取材をお受けします。
問い合わせ先	総合政策部 市民広聴課 市民広聴係 TEL 046 (252) 8218 FAX 046 (252) 0220



# 要望書

## 横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の実施について

### 【要望の趣旨】

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の早期実施に向けて、相模原支部における裁判官の人員配置等の課題について真摯な検討を頂けるよう強く要望します。

### 【要望の理由】

横浜地方裁判所相模原支部は、相模原市及び座間市を管轄しており、管内の人口が85万人を超え、令和6年の刑事事件（新受）は307件、民事通常訴訟事件（新受）は708件に及んでいます。管内の人口、取扱事件数ともにこれより少ない支部において合議制が実施されているにもかかわらず、相模原支部では、県内4つの支部の中で、また、政令指定都市に設置されている支部の中で唯一、合議制の裁判が行われておりません。

このため、管内で発生した刑事重大事件、医療過誤や複雑な建築紛争などの民事訴訟事件が相模原支部においては実施されておらず、本管内の市民は、身近な場所でこれらの裁判を受ける機会を失っている状態にあります。また、解雇や未払給与等の労働紛争を迅速に解決する労働審判手続についても、相模原支部においては実施されておられません。

これまで、相模原市・座間市の両議会において、「合議制を導入するよう求める」決議を繰り返し行っております。また、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会及び神奈川県弁護士会でも、合議制裁判の実施を求める声明の発出や、裁判所との協議に努めて参りました。相模原支部において合議制裁判を行う体制が整備されることは、法曹界のみならず市民全体の強い願いであり、その早期実現は急務です。

さらに、令和5年7月4日には、相模原市長、座間市長、各士業団体、相模原商工会議所等の経済団体、相模原市自治会連合会・座間市自治会総連合会等の住民団体、相模原地域連合等の労働者団体、相模原市・座間市内のロータリークラブ等の奉仕団体などが参加する「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会」が発足し、市民運動として、合議制裁判等の早期実現に向けた活動を行っております。具体的には、横浜地方裁判所（令和6年1月及び令和7年3月）、最高裁判所（令和6年2月）、及び法務大臣（令和6年2月）に対し、相模原支部における合議制裁判と労働審判の早期実現を求める要望活動を行いました。また、令和6年7月には、市民参加型のシンポジウムを開催し、関係者及び市民等合わせて100名近くが参加しました。さらに、同年3月頃より、主に相模原市及び座間市内にて署名活動を実施し、令和7年8月末時点において7842筆の署名を得ましたので、本日、当該署名7842筆を御庁に提出します。僅か1年半余りの期間にこれだけ多くの市民の賛同を得られたことは、本管内の市民が、相模原支部における合議制裁判と労働審判の早期実現を切実に求めていることの現れであるといえます。

なお、令和7年3月11日に横浜地方裁判所を訪問した際には、同裁判所民事部所

長代行より、相模原支部に合議制裁判を導入できない理由に関して、合議制裁判を実施するに適した裁判官の人員配置（部総括、右陪席及び左陪席を構成するに適した裁判官の人員配置）がないこと、及び合議法廷や合議室等の施設整備が十分でないことが課題であるとの考えが伝えられ、その上で、人員配置等は最高裁判所が全国的観点から行っているものであるため、横浜地方裁判所の裁判官会議において勝手に決められるものではない旨のお話がありました。このように、横浜地方裁判所の裁判官会議において合議制裁判等の導入是非を実質的に議論検討するには、その前提として、最高裁判所において相模原支部の裁判官の人員配置等の課題について真摯に検討頂くことが、事実上不可欠であるといえます。

全国的に裁判官が不足する状況にあるとの情報にも接していますが、本来あるべき司法サービスを市民が享受できない理由にはならないと考えます。本協議会としては、裁判所の抱える課題があれば共有し、合議制裁判等の実現に向けて、その課題の克服に協力できることがあれば協力して参りたいと考えています。

以上のとおり、横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の早期実施に向けて、相模原支部における裁判官の人員配置等の課題について真摯な検討を頂けるよう強く要望します。

令和7年11月11日

最高裁判所長官 今崎 幸彦 殿

横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会  
会長 相模原市長 本村 賢太郎  
会長 座間市長 佐藤 弥斗